○経済産業省令第十二号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十七第二項第一号及び第四号、第三項並びに第四項第四号、第九十八条第二項並びに第九十九条の八の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　［略］ ［削る］ 六　「一時間前市場」とは、翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。 七　［略］ （一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。 ２　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一　太陽電池発電設備であって出力五十キロワット未満のもの 二　風力発電設備であって出力二十キロワット未満のもの 三　次のいずれかに該当する水力発電設備であって、出力二十キロワット未満のもの イ　最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。） ロ　特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの 四　内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力十キロワット未満のもの 五　次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力十キロワット未満のもの イ　固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあっては、一・〇メガパスカル）未満のもの	（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　［略］ 六　「スポット市場」とは、翌日の特定の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場をいう。 七　「一時間前市場」とは、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。 八　［略］ （一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類（煙火を除く。）を製造する事業場 二　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）が適用される鉱山のうち、同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑 ２　法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。